

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から令和元年8月第6回総会を開会いたします。開会時間は午前10時1分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号3番原川委員、5番小林委員、推進委員嶋田委員、大塚委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員会委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は7名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはまいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今回は議席番号10番安藤委員と、議席番号12番大澤委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局よりご説明いたします。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

農地法第4条の申請は「所有者が変わらず、土地の使い方を農地以外にする」という申請です。許可権者は都道府県知事になります。

それでは、議案第1号申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金に対しては、自己資金とローンで賄っており、預金の残高証明書、ローンの内定通知書が添付されております。また隣接農地の耕作者の同意書が添付されております。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。つづきまして竹沢地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

はい。推進委員の吉岡が報告いたします。8月25日土曜日8時から、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。

現地は草刈されておりきれいな状態ですが湿気地で水たまりがありました。トラクターも埋まってしまうので入れず、農地としての使用は厳しいと思います。担当地区としては問題なしと判断します。よろしく申し上げます。

議長

はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 はい。ありがとうございます。それでは全員多数により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、日程3議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

命により、申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番について説明)

こちらの案件につきましては、平成30年12月の農業委員会総会において、農業委員会が問題なしと判断され、除外を承認した案件になります。

本申請に対して、工事資金については、すべて住宅ローンで賄われており、ローン会社からの書類が添付されています。

こちらの土地は2つの水利組合の境に位置しており、その2つの水利組合からの水利権者の同意書が添付されています。また、隣接農地の耕作者の同意書も添付されていますので、併せて申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、「第1種農地」にあたりと判断されます。

第1種農地は、原則転用は不許可ですが、本件は不許可の例外の一つであります（令第10条第1号第2号イ）「地域の農業の振興に資する施設」にあたります。「地域の農業の振興に資する施設」については、農地法施行規則第33条に記載があり、第4号で、「①住宅 ②その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上又は業務上 必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」とありますが、本申請目的の「自己用住宅」は、これに該当しますので許可することが可能となっております。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。つづきまして八和田地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番権田委員

はい。9番権田が報告します。8月23日金曜日8時に農業委員5名、推進委員3名、計8名で申請人立会いのもと、現地調査をいたしました。

- 9 番権田委員 現状は保全の状態、同意書等も提出されており、既存集落にも接しているため、担当地区としては問題なしと判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第2号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、申請番号1番は可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。命により、申請番号2番について説明いたします。
- (申請番号2番について説明)
- 本申請について、工事資金に対しては、自己資金で賄われ、預金の残高証明書、が添付されております。また、現在の町道の幅員は約2.5m、拡張後の幅員は約3.5mになる計画です。開発と協議の上、今後の建て替えにも追加農転が出ない形の幅員となっております。今回の工事は、砂利等は入れず、土を均して使用するという事です。
- 拡張分の土地については、町道として町が買い上げるのではなく、自己所有地となりますので今回個人間の5条の申請となっております。
- なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。つづきまして八和田地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。
- 12番大澤委員 はい。12番大澤が報告します。8月23日金曜日8時に農業委員5名、推進委員3名、計8名で申請人立会いのもと、現地調査をいたしました。
- 申請地には生け垣を撤去し進入路として使用したとの話を伺いました。現在の道は近隣3軒で使用しており、幅員が広がることにより宅配業者等が玄関先までの侵入が可能になります。担当地区としては問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 13番内野委員 はい。
- 議長 はい。内野委員。
- 13番内野委員 13番内野です。3軒で利用していると聞いたのですが、今回は個人所有の土地になっています。話はできているのでしょうか。
- 12番大澤委員 はい。12番大澤です。近隣3軒には話がついており、了解しておると聞いております。
- 13番内野委員 ありがとうございました。
- 議長 ほかにございますか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第2号申請番号2番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、申請番号2番は可決、承認されました。ありがとうございます。
- なお、議案第1号、第2号、の許可申請は許可権者が埼玉県になりますので、以上3件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- つづきまして日程4、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。この議案は田端委員に関係する案件ですので、田端委員の退出を求めます。
- (田端委員、退出)
- 議長 それでは、議案第3号申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について「東松山税務署より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について問い合わせがあったので、その回答について意見を求める」とのことです。
- 今年度初めての案件ですのでこちらの案件につきまして少しご説明いたします。

事務局

農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です、この特例の適用は、後継者が農業を続ける（※管理する）ことが条件となります。農業を続ける期間は平成30年度の改正までは20年営農で免除と定められておりましたが、改正後は終身営農が条件となりました。

本件は東松山税務署長より納税猶予の特例を受けている農地について1筆ごとに利用状況を回答してほしいという依頼によるものです。

今回は、先ほどご説明した平成30年度法改正より前に設定されたものであり、相続税猶予満期20年目を迎える、1名16筆が調査対象となっております。

この回答についてですが、利用状況の区分として1、自ら所有し、自ら農地として使用している。（耕作準備状態も含めます）2、自ら農地として使用していない。（農地以外に転用している場合（無断転用含む）利用権等を設定し他人に貸し付けている場合、など）3、譲渡等により、現在所有していない。4、その他（ex）荒廃農地になっている、草刈りだけの保全管理等）以上4つのいずれか1つに該当するところに○をつけて回答いたします。

なお、調査対象農地16筆について、転用許可を受けたもの、または転用届出が出ているものはありません。また、利用権等の設定により、他人に貸し付けている農地もありません。

それでは、申請番号1番について説明させていただきます。

（議案書を朗読）

以上16筆です。

最後に調査区は小川地区になります。以上内容説明とさせていただきます。

議長

それでは、申請番号1番について、調査担当区の小川地区より現地調査報告をお願いします。

10番安藤委員

はい。10番安藤が報告いたします。8月24日土曜日に農業委員3名、推進委員1名、計4名で本人立会いのもと現地調査を行いました。

16筆すべての土地について耕作、または草刈等管理されておりました。耕作地については1番、保全管理地については4番でよろしいかと思えます。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑対応）

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑対応）

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。

調査担当より…

（地番と利用状況の区分を改めて読み上げる。）

と、報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号申請番号1番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございました。

田端委員の着席を認めます。

(田端委員、着席)

議長

つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番・2番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和元年8月第6回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午前11時8分です。